



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | | |
|-----|---|--------------|---|
| 909 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | (県民生活課)..... | 1 |
| 910 | 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 | (障害福祉課)..... | 2 |
| 911 | 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録 | (")..... | 2 |
| 912 | 指定自立支援医療機関の指定 | (")..... | 2 |
| 913 | 〃 | (")..... | 2 |
| 914 | 〃 | (")..... | 3 |
| 915 | 平成27年度(特別)児童扶養手当システム開発及び導入業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (")..... | 3 |
| 916 | 農用地利用配分計画の認可の申請 | (経営支援課)..... | 5 |
| 917 | 平成27年度五百原県有林搬出間伐事業及び平成27年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (森林整備課)..... | 5 |
| 918 | 道路の区域変更 | (道路保全課)..... | 7 |
| 919 | 道路の供用開始 | (")..... | 8 |

○ 公告

- | | | |
|---------------|--------------|----|
| 入札公告 | (障害福祉課)..... | 8 |
| 違法放置物件の保管 | (道路保全課)..... | 11 |
| 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市政策課)..... | 22 |

告 示

和歌山県告示第909号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年9月28日まで縦覧に供する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年7月28日

2 名称

特定非営利活動法人ハッピーボックス

3 代表者の氏名

中出和子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市布施屋320番地の7

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者が様々な福祉サービスを利用して、自らの生活を自分で選択し、主観的に組

み立てられるように支援するとともに、自分の役割を持って一社会人として自立を目指し、誰もが住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第910号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
石本喜作	内科	石本病院	海南市船尾365	平成 23.5.29
笠松茂	整形外科	笠松病院	海南市船尾196	平成 24.3.25

和歌山県告示第911号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
3021000 46	ヘルパーステーションカー ム	和歌山市舟津町三丁目32-3 パレ・ロワイヤル舟津1階	口腔内の喀痰吸引	特定非営利活動法人和歌山ケアマネジャーの会	和歌山市舟津町三丁目32-3 パレ・ロワイヤル舟津1階	平成 27.8.1

和歌山県告示第912号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
たなベクリニック	田辺市上の山一丁目14番38号	腎臓に関する医療	佐藤壽浩	平成 27.8.1

和歌山県告示第913号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会医療法人黎明会	御坊市湯川町財部728-4	訪問看護ステーション・キタデ	平成 27.8.1

和歌山県告示第914号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
真進堂薬局高松店	和歌山市西高松1-5-4 丸岩ビル1F	中村知江子	平成 27.8.1

和歌山県告示第915号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成27年度（特別）児童扶養手当システム開発及び導入業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成27年度（特別）児童扶養手当システム開発及び導入業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に都道府県、政令指定都市又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

(3) 3(1)のセに掲げる資格審査調書について、和歌山県が示す仕様書に基づき適正に業務を遂行できると認められるものを提出した者であること。

(4) 3(1)のソからツまでの資格を取得している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとす

る。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等含む。）全税目

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 2(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

セ 和歌山県が示す仕様書に対する資格審査調書

ソ 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

タ 国際規格ISO14001（環境マネジメントシステム（EMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

チ 国際規格ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

ツ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の付与を証明する登録証の写し

テ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」及び「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）イからロまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1) アからオまで、サ、シ及びセに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年8月7日（金）から同月19日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年8月24日（月）午後4時までに和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年8月7日（金）から同月31日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成27年8月31日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査書類の配布場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2533

ファクシミリ番号 073-432-5567

6 資格審査書類に使用する言語

資格審査書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成27年9月7日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年9月11日（金）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第916号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年7月27日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年8月20日まで縦覧に供する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第26号-1	日高郡由良町衣奈字はい上り973-1
平成27年度第26号-2	日高郡由良町衣奈字川代坪919-1外1筆
平成27年度第26号-3	日高郡由良町衣奈字川代坪913
平成27年度第26号-4	日高郡由良町衣奈字金井434-1外1筆
平成27年度第26号-5	日高郡由良町衣奈字栗飯谷口224-1外2筆
平成27年度第26号-6	日高郡由良町衣奈字高皿541-2外1筆

和歌山県告示第917号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成27年度五百原県有林搬出間伐事業及び平成27年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年8月7日

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

- ア 平成27年度五百原第1号五百原県有林搬出間伐事業
- イ 平成27年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業

(2) 履行期限

- ア 平成27年度五百原第1号五百原県有林搬出間伐事業
平成28年3月18日（金）まで
- イ 平成27年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業
平成28年3月18日（金）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成27年8月7日（金）現在において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けている者であること。
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）12森林整備等（小分類）1森林整備」であること。
- (11) (10)の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成27年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 使用印鑑届
- オ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人

事業者にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する税の全税目

(ウ) 法人にあつては直近1事業年度分の法人市町村民税、個人にあつては直近1年度分の市町村民税

キ 2 (9) から (11) までの要件を満たしている者であることを証する書類

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、エ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年8月7日（金）から同月26日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年8月7日（金）から同月11日（火）までの間に西牟婁振興局地域振興部林務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年8月7日（金）から同月26日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

西牟婁振興局地域振興部林務課

田辺市朝日ヶ丘23-1

郵便番号 646-8580

電話番号 0739-26-7911

ファクシミリ番号 0739-26-7918

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成27年8月28日（金）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市六十谷字西加納田240番1地先から同市六十谷字宮ノ前236番4地先まで	旧	25.00 } 28.11	90.25	
同上	新	25.00 } 29.80	90.25	

和歌山県告示第919号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市六十谷字西加納田240番1地先から同市六十谷字宮ノ前236番4地先まで

供用開始の期日 平成27年8月10日 午後5時

公 告

入 札 公 告

平成27年度（特別）児童扶養手当システム開発及び導入業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成27年度

(2) 調達業務の名称

平成27年度（特別）児童扶養手当システム開発及び導入業務委託

(3) 調達業務の内容

入札説明書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

(5) 契約期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成27年和歌山県告示第915号に規定する平成27年度（特別）児童扶養手当システム開発及び導入業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

(2) 期間

平成27年8月7日（金）から同年9月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3 (1) に同じ。

イ 期間

3 (2) に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書について質問がある者は、平成27年8月24日（月）午後4時までに和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課に対して、書面等（ファクシミリを含む。）により質問を行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 3-A会議室

イ 入札日時

平成27年9月16日（水）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成27年9月15日（火）午後4時30分までに和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証

金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課又は子ども未来課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課又は子ども未来課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で、5(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2533

ファクシミリ番号 073-432-5567

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Design and development of Child Rearing Allowance and Special Child Rearing Allowance system and the purchase of equipment

(2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 16 September 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 15 September 2015)

(3) Contact point for the notice :

Disabled Persons Welfare Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2533

FAX 073-432-5567

公 告

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項の規定に基づき除去した違法放置物件を、同条第2項の規定に基づき保管したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、公告の日から起算して6月を経過しても占有者、所有者その他当該違法放置物件について権限を有する者（以下「占有者等」という。）から返還の申出が無い場合、当該物件の所有権は、和歌山県に帰属する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量

広告付避難場所誘導看板 計261本

2 放置されていた場所

別表のとおり

3 除去した日時

平成27年5月11日（月）午後4時

4 保管を始めた日時

平成27年5月11日（月）午後5時

5 保管の場所

別表のとおり

6 返還の方法

当該違法放置物件の占有者等であることを証明する書類等を持参の上、7の連絡先に申し出ること。

7 連絡先

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部道路局道路保全課(電話番号 073-441-3111)

(別表)

整理番号	放置されていた場所	保管の場所
1	和歌山市弘西773番37地先 県道粉河加太線道路区域内	海草振興局建設部保管所 (和歌山市小豆島209番2)
2	和歌山市園部961番1地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
3	和歌山市次郎丸4番地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
4	和歌山市梶取165番2地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
5	和歌山市狐島604番1地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
6	和歌山市松江北一丁目1297番79地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
7	和歌山市松江北二丁目1146番8地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
8	和歌山市松江北二丁目672番263地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
9	和歌山市松江北二丁目781番2地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
10	和歌山市松江北二丁目672番225地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
11	和歌山市松江北五丁目587番22地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
12	和歌山市松江北五丁目589番9地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
13	和歌山市西庄320番4地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
14	和歌山市西庄349番3地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
15	和歌山市加太1070番43地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
16	和歌山市加太1040番1地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
17	和歌山市加太2692番1地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
18	和歌山市加太1388番地先 県道粉河加太線道路区域内	同上
19	和歌山市上三毛445番地先 県道岩出海南線道路区域内	同上
20	和歌山市上三毛662番1地先 県道岩出海南線道路区域内	同上
21	和歌山市和佐関戸510番2地先 県道岩出海南線道路区域内	同上
22	和歌山市井ノ口403番4地先 県道岩出海南線道路区域内	同上

23	和歌山市井ノ口242番1地先 県道岩出海南線道路区域内	同上
24	和歌山市平尾276番4地先 県道岩出海南線道路区域内	同上
25	和歌山市口須佐165番1地先 県道岩出海南線道路区域内	同上
26	和歌山市堀止東一丁目4番23地先 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
27	和歌山市神前375番1地先 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
28	和歌山市森小手穂1263番1地先 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
29	和歌山市森小手穂740番6地先 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
30	和歌山市吉礼1083番3地先 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
31	和歌山市口須佐6番1地先 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
32	和歌山市神前183番1地先 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
33	和歌山市神前174番5地先 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
34	和歌山市新中島77番6地先 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
35	和歌山市西浜1146番2地先 県道新和歌浦梅原線道路区域内	同上
36	和歌山市西浜1027番1地先 県道新和歌浦梅原線道路区域内	同上
37	和歌山市砂山南四丁目468番1地先 県道新和歌浦梅原線道路区域内	同上
38	和歌山市船津町二丁目10番1地先 県道新和歌浦梅原線道路区域内	同上
39	和歌山市船津町二丁目13番3地先 県道新和歌浦梅原線道路区域内	同上
40	和歌山市湊本町三丁目1番地先 県道新和歌浦梅原線道路区域内	同上
41	和歌山市湊紺屋町二丁目27番地先 県道新和歌浦梅原線道路区域内	同上
42	和歌山市土佐町一丁目25番1地先 県道和歌山港線道路区域内	同上
43	和歌山市築港三丁目27番9地先 県道和歌山港線道路区域内	同上
44	和歌山市六番丁17番地先 県道和歌山停車場線道路区域内	同上
45	和歌山市六番丁46番地先 県道和歌山停車場線道路区域内	同上
46	和歌山市和歌町36番地先 県道和歌山停車場線道路区域内	同上
47	和歌山市川辺254番3地先 県道和歌山貝塚線道路区域内	同上

48	和歌山市楠本239番6地先 県道和歌山貝塚線道路区域内	同上
49	和歌山市加太1752番1地先 県道岬加太港線道路区域内	同上
50	和歌山市加太1271番2地先 県道岬加太港線道路区域内	同上
51	和歌山市田中町二丁目51番地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
52	和歌山市新生町278番58地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
53	和歌山市手平一丁目272番1地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
54	和歌山市小雑賀三丁目34番3地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
55	和歌山市小雑賀三丁目152番6地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
56	和歌山市小雑賀三丁目161番7地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
57	和歌山市小雑賀573番7地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
58	和歌山市小雑賀583番4地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
59	和歌山市小雑賀607番4地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
60	和歌山市小雑賀714番1地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
61	和歌山市小雑賀712番1地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
62	和歌山市小雑賀770番3地先 県道和歌山海南線道路区域内	同上
63	和歌山市津奏170番3地先 県道秋月海南線道路区域内	同上
64	和歌山市和田357番2地先 県道秋月海南線道路区域内	同上
65	和歌山市朝日39番3地先 県道秋月海南線道路区域内	同上
66	和歌山市和田419番1地先 県道三田海南線道路区域内	同上
67	和歌山市冬野1544番7地先 県道三田海南線道路区域内	同上
68	和歌山市田中町二丁目63番地先 県道和歌山野上線道路区域内	同上
69	和歌山市秋月365番4地先 県道和歌山野上線道路区域内	同上
70	和歌山市鳴神1226番8地先 県道和歌山野上線道路区域内	同上
71	和歌山市鳴神120番3地先 県道和歌山野上線道路区域内	同上
72	和歌山市井ノ口260番1地先 県道和歌山野上線道路区域内	同上

73	和歌山市鳴神465番地先 県道井ノ口秋月線道路区域内	同上
74	和歌山市鳴神1062番2地先 県道井ノ口秋月線道路区域内	同上
75	和歌山市鳴神1054番4地先 県道八軒家鳴神線道路区域内	同上
76	和歌山市太田564番8地先 県道鳴神木広線道路区域内	同上
77	和歌山市太田二丁目1番11地先 県道鳴神木広線道路区域内	同上
78	和歌山市太田297番3地先 県道鳴神木広線道路区域内	同上
79	和歌山市西庄124番地先 県道西脇梅原線道路区域内	同上
80	和歌山市木ノ本44番2地先 県道西脇梅原線道路区域内	同上
81	和歌山市木ノ本999番1地先 県道西脇梅原線道路区域内	同上
82	和歌山市湊二丁目2103番26地先 県道和歌山港北島線道路区域内	同上
83	和歌山市北島453番8地先 県道和歌山港北島線道路区域内	同上
84	和歌山市新和歌浦1367番地先 県道新和歌浦線道路区域内	同上
85	和歌山市和歌浦中一丁目1310番4地先 県道新和歌浦線道路区域内	同上
86	和歌山市新大工町23番地先 県道紀和停車場線道路区域内	同上
87	和歌山市布施屋769番3地先 県道布施屋停車場線道路区域内	同上
88	和歌山市布施屋770番地先 県道布施屋停車場線道路区域内	同上
89	和歌山市布施屋581番4地先 県道布施屋停車場線道路区域内	同上
90	和歌山市井戸187番1地先 県道沖野々森小手穂線道路区域内	同上
91	和歌山市西庄103番4地先 県道木ノ本岬線道路区域内	同上
92	海南市日方280番2地先 国道370号道路区域内	同上
93	海南市名高244番9地先 国道370号道路区域内	同上
94	海南市阪井1742番1地先 国道370号道路区域内	同上
95	海草郡紀美野町小畑87番地先 国道370号道路区域内	同上
96	海草郡紀美野町動木1310番2 国道370号道路区域内	同上
97	海草郡紀美野町下佐々201番1地先 国道370号道路区域内	同上

98	海草郡紀美野町下佐々258番8地先 国道370号道路区域内	同上
99	海草郡紀美野町吉野317番1地先 国道370号道路区域内	同上
100	海草郡紀美野町福田8番2地先 国道370号道路区域内	同上
101	海草郡紀美野町神野市場336番地先 国道370号・県道美里龍神線道路区域内	同上
102	海草郡紀美野町樋下10番4地先 県道美里龍神線道路区域内	同上
103	海南市七山772番47地先 国道424号道路区域内	同上
104	海南市黒江657番6地先 県道岩出海南線道路区域内	同上
105	海南市大野中715番5地先 県道海南金屋線道路区域内	同上
106	海南市且来946番1地先 県道秋月海南線道路区域内	同上
107	海南市且来353番1地先 県道小野田内原線道路区域内	同上
108	海南市船尾241番6地先 県道海南港線道路区域内	同上
109	海南市下津町市坪337番1地先 県道引尾下津線道路区域内	同上
110	海南市下津町市坪1385番2地先 県道引尾下津線道路区域内	同上
111	海南市下津町橋本84番3地先 県道興加茂郷停車場線道路区域内	同上
112	海草郡紀美野町下佐々1049番地先 県道奥佐々阪井線道路区域内	同上
113	海南市七山字星子1281番6地先 国道424号道路区域内	同上
114	紀の川市桃山町元275番1 国道424号道路区域内	那賀振興局建設部保管所 (紀の川市上野206番地)
115	紀の川市桃山町市場96番1 国道424号道路区域内	同上
116	紀の川市桃山町調月413番2 国道424号道路区域内	同上
117	紀の川市貴志川町北1331番3 国道424号道路区域内	同上
118	紀の川市穴伏261番1 国道480号道路区域内	同上
119	紀の川市桃山町元384番3 県道かつらぎ桃山線道路区域内	同上
120	紀の川市桃山町市場940番1 県道かつらぎ桃山線道路区域内	同上
121	紀の川市中鞆淵975番 県道かつらぎ桃山線道路区域内	同上
122	岩出市山6番1 県道粉河加太線道路区域内	同上

123	岩出市根来795番4 県道粉河加太線道路区域内	同上
124	岩出市根来957番4 県道粉河加太線道路区域内	同上
125	岩出市根来953番3 県道粉河加太線道路区域内	同上
126	岩出市根来1番2 県道粉河加太線道路区域内	同上
127	岩出市根来2362番2 県道粉河加太線道路区域内	同上
128	岩出市野上野442番2 県道粉河加太線道路区域内	同上
129	岩出市東坂本206番3 県道粉河加太線道路区域内	同上
130	岩出市南中376番1 県道粉河加太線道路区域内	同上
131	紀の川市池田新273番1 県道粉河加太線道路区域内	同上
132	紀の川市南勢田601番2 県道粉河加太線道路区域内	同上
133	紀の川市北勢田7番2 県道粉河加太線道路区域内	同上
134	紀の川市北長田172番1 県道粉河加太線道路区域内	同上
135	紀の川市北長田58番2 県道粉河加太線道路区域内	同上
136	紀の川市猪垣44番1 県道粉河加太線道路区域内	同上
137	紀の川市粉河2059番3 県道粉河加太線道路区域内	同上
138	紀の川市粉河4882番6 県道粉河加太線道路区域内	同上
139	紀の川市粉河411番2 県道粉河加太線道路区域内	同上
140	紀の川市貴志川町井ノ口594番4 県道岩出野上線道路区域内	同上
141	紀の川市貴志川町神戸760番1 県道岩出野上線道路区域内	同上
142	紀の川市貴志川町神戸711番4 県道岩出野上線道路区域内	同上
143	紀の川市貴志川町神戸708番1 県道岩出野上線道路区域内	同上
144	紀の川市貴志川町神戸365番8 県道岩出野上線道路区域内	同上
145	紀の川市貴志川町神戸335番4 県道岩出野上線道路区域内	同上
146	紀の川市貴志川町神戸327番6 県道岩出野上線道路区域内	同上
147	紀の川市貴志川町前田243番 県道岩出野上線道路区域内	同上

148	紀の川市貴志川町北山373番1 県道岩出野上線道路区域内	同上
149	紀の川市貴志川町北山443番1 県道岩出野上線道路区域内	同上
150	紀の川市貴志川町丸栖1017番9 県道岩出野上線道路区域内	同上
151	紀の川市貴志川町丸栖1425番2 県道岩出野上線道路区域内	同上
152	紀の川市貴志川町丸栖1704番7 県道岩出野上線道路区域内	同上
153	紀の川市貴志川町丸栖1793番8 県道岩出野上線道路区域内	同上
154	岩出市山崎139番2 県道岩出野上線道路区域内	同上
155	紀の川市荒見626番2 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
156	紀の川市荒見758番3 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
157	紀の川市風市38番 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
158	紀の川市貴志川町神戸1015番1 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
159	紀の川市貴志川町鳥居165番 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
160	紀の川市貴志川町長原93番2 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
161	紀の川市貴志川町長山277番6 県道和歌山橋本線道路区域内	同上
162	岩出市宮75番5 県道和歌山打田線道路区域内	同上
163	岩出市宮104番6 県道和歌山打田線道路区域内	同上
164	岩出市清水327番6 県道和歌山打田線道路区域内	同上
165	岩出市清水445番1 県道和歌山打田線道路区域内	同上
166	岩出市清水366番1 県道和歌山打田線道路区域内	同上
167	岩出市清水443番5 県道和歌山打田線道路区域内	同上
168	岩出市岡田494番1 県道和歌山打田線道路区域内	同上
169	岩出市岡田545番1 県道和歌山打田線道路区域内	同上
170	岩出市岡田567番2 県道和歌山打田線道路区域内	同上
171	紀の川市尾崎89番3 県道和歌山打田線道路区域内	同上
172	紀の川市上野236番1 県道和歌山打田線道路区域内	同上

173	紀の川市打田1415番4 県道和歌山打田線道路区域内	同上
174	紀の川市打田337番1 県道和歌山打田線道路区域内	同上
175	紀の川市打田32番3 県道和歌山打田線道路区域内	同上
176	紀の川市東大井5番1 県道泉佐野打田線道路区域内	同上
177	岩出市宮81番3 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
178	岩出市宮99番2 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
179	岩出市中迫264番1 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
180	岩出市川尻6番2 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
181	岩出市川尻6番2 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
182	岩出市森115番1 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
183	岩出市森252番3 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
184	岩出市森266番1 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
185	岩出市森307番1 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
186	岩出市根来1番1 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
187	岩出市根来440番 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
188	岩出市根来465番1 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
189	岩出市根来1663番2 県道泉佐野岩出線道路区域内	同上
190	紀の川市東国分531番1 県道中三谷下井阪線道路区域内	同上
191	紀の川市名手市場57番13 県道西川原名手市場線道路区域内	同上
192	紀の川市名手市場546番3 県道中尾名手市場線道路区域内	同上
193	紀の川市西野山709番1 県道中尾名手市場線道路区域内	同上
194	岩出市水栖499番1 県道新田広芝岩出停車場線道路区域内	同上
195	岩出市水栖554番 県道新田広芝岩出停車場線道路区域内	同上
196	岩出市水栖96番1地先 県道新田広芝岩出停車場線道路区域内	同上
197	岩出市大町61番3地先 県道新田広芝岩出停車場線道路区域内	同上

198	岩出市清水171番5 県道小豆島岩出線道路区域内	同上
199	岩出市西野186番16 県道小豆島岩出線道路区域内	同上
200	岩出市吉田382番35 県道小豆島岩出線道路区域内	同上
201	岩出市吉田248番1地先 県道小豆島岩出線道路区域内	同上
202	岩出市中黒52番2 県道小豆島岩出線道路区域内	同上
203	岩出市金屋271番1 県道小豆島岩出線道路区域内	同上
204	岩出市畑毛248番1 県道小豆島岩出線道路区域内	同上
205	岩出市西野143番3 県道小豆島岩出線道路区域内	同上
206	橋本市隅田町芋生11番1地先 県道山内恋野線道路区域内	伊都振興局建設部保管所 (伊都郡かつらぎ町妙寺434番51)
207	橋本市小原田64番3 国道371号道路区域内	同上
208	橋本市三石台一丁目2番9 国道371号道路区域内	同上
209	橋本市慶賀野277番2 国道371号道路区域内	同上
210	橋本市高野口町名倉992番7 県道高野口停車場線道路区域内	同上
211	橋本市城山台一丁目10番10 県道二見御幸辻停車場線道路区域内	同上
212	橋本市市脇五丁目105番7地先 国道371号道路区域内	同上
213	有田市宮崎町6番1地先 県道宮崎古江見線道路区域内	有田振興局建設部保管所 (有田郡湯浅町湯浅2317番1)
214	有田市箕島876番1地先 県道箕島停車場線道路区域内	同上
215	有田市辻堂694番1地先 県道千田箕島線道路区域内	同上
216	有田市千田231番1地先 県道千田箕島線道路区域内	同上
217	有田郡有田川町田口1386番1地先 国道480号道路区域内	同上
218	有田郡有田川町糸野295番2 県道海南金屋線道路区域内	同上
219	有田郡有田川町天満47番2 県道吉備金屋線道路区域内	同上
220	有田郡有田川町天満48番3 県道吉備金屋線道路区域内	同上
221	有田郡有田川町下津野472番2 県道吉備金屋線道路区域内	同上
222	有田郡有田川町徳田185番11 県道吉備金屋線道路区域内	同上

223	有田郡有田川町徳田422番2地先 県道吉備金屋線道路区域内	同上
224	有田郡湯浅町栖原11番6 県道吉原湯浅線道路区域内	同上
225	有田郡有田川町小川241番4 国道424号道路区域内	同上
226	有田郡有田川町小川1470番12 国道424号道路区域内	同上
227	有田郡有田川町西ヶ峯343番2地先 国道424号道路区域内	同上
228	有田郡有田川町栗生422番2 国道480号道路区域内	同上
229	有田郡有田川町栗生622番 国道480号道路区域内	同上
230	有田郡有田川町二川773番4 国道480号道路区域内	同上
231	有田郡有田川町清水310番4地先 国道480号道路区域内	同上
232	御坊市湯川町財部字下河原876番1 県道御坊停車場線道路区域内	日高振興局建設部保管所 (御坊市島字外川原1078番5)
233	御坊市島字北野486番2地先 県道御坊停車場線道路区域内	同上
234	御坊市菌字露ノ裏210番1地先 県道柏御坊線道路区域内	同上
235	御坊市湯川町財部字藪田485番2地先 県道井関御坊線道路区域内	同上
236	御坊市野口字西新田1026番4 県道日高印南線道路区域内	同上
237	御坊市野口字堤572番4 県道日高印南線道路区域内	同上
238	御坊市藤田町吉田字砂窪289番4 県道江川小松原線道路区域内	同上
239	御坊市湯川町小松原字平畑坪367番2地先 県道御坊停車場線道路区域内	同上
240	御坊市湯川町財部字受持之本836番4 県道御坊美山線道路区域内	同上
241	日高郡日高川町平川字谷口446番3 県道広川川辺線道路区域内	同上
242	田辺市鮎川字能登ヶ平3823番25地先 国道311号道路区域内	西牟婁振興局建設部保管所 (田辺市下三栖字墳田1772番10)
243	田辺市中辺路町栗栖川字小倉78番 国道311号道路区域内	同上
244	田辺市中辺路町栗栖川字神田361番4 国道311号道路区域内	同上
245	田辺市中辺路町栗栖川字野々田555番1 国道311号道路区域内	同上
246	田辺市中辺路町川合字川合1494番3地先 国道311号道路区域内	同上
247	田辺市谷野口字清水177番1地先 国道371号道路区域内	同上

248	西牟婁郡白浜町字垣谷東峠3270番6地先 県道田辺白浜線道路区域内	同上
249	西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2498番50 県道南紀白浜空港線道路区域内	同上
250	田辺市新庄町字西内ノ浦3780番2 県道南紀白浜空港線道路区域内	同上
251	田辺市上万呂字三光寺前385番13地先 県道上富田南部線道路区域内	同上
252	西牟婁郡上富田町岩田字立平156番1地先 県道上富田すさみ線道路区域内	同上
253	田辺市芳養町字阿阪2417番1地先 県道芳養清川線道路区域内	同上
254	田辺市湊193番3地先 県道文里湊線道路区域内	同上
255	田辺市上秋津字中代2010番3地先 県道長野上秋津線道路区域内	同上
256	田辺市上万呂字後呂地326番61地先 県道温川田辺線道路区域内	同上
257	田辺市鮎川字内ノ井2467番2 県道下川上牟婁線道路区域内	同上
258	田辺市鮎川字内ノ井2476番2 県道下川上牟婁線道路区域内	同上
259	田辺市鮎川字空路石2588番2 県道下川上牟婁線道路区域内	同上
260	新宮市王子町三丁目5198番8地先 県道あけぼの広角線道路区域内	東牟婁振興局新宮建設部保管所 (新宮市南檜杖字大高藪638番2)
261	東牟婁郡那智勝浦町築地八丁目5番5 県道勝浦港湯川線道路区域内	同上

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画下水道（白浜公共下水道）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課